

令和3年度（第60年度）

事業計画・収支予算書

（ 自 令和3年 4月 1 日から
至 令和4年 3月 3 1 日まで ）

一般社団法人 **中央酪農会議**

目 次

1	令和3年度（第60年度）事業計画書	．．．．．	1
2	令和3年度（第60年度）収支予算書	．．．．．	13
3	中央会員別会費の額及び徴収方法	．．．．．	18
4	地方会員別会費の額及び徴収方法	．．．．．	19

令和3年度（第60年度）事業計画

I わが国の酪農等をめぐる情勢

1 国内外経済の動向

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、世界経済は令和2年にマイナス成長を記録し、令和3年は緩やかに回復すると見込まれるものの、今後の感染状況によっては景気が上下に大きく振れる可能性がある。

わが国においても、『新しい生活様式』の広がりにより、自宅で過ごす時間が増えたことで外食需要が減少する一方、巣ごもり需要が増大するなど、消費行動の変容が生じている。

新型コロナウイルス感染症の影響は、ワクチン普及・接種に伴い減衰していくものと想定されるが、令和3年度において経済活動の制約が解消されるまでには至らないと見込まれ、引き続き、酪農業も含めた我が国内経済への悪影響が懸念されている。

2 酪農政策の動向

農林水産省では、令和2年3月に、『増産目標』とする新たな「食料・農業・農村基本計画」並びに「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（酪肉近代化基本方針）」等を取りまとめた。

また、令和3年2月には、「生乳流通体制の合理化の総合的な推進について」の一部改正についてを、農林水産省生産局長名により、本会議及び指定団体などに通知した。

3 酪農経営をめぐる情勢

- (1) 酪農経営は、コロナ禍を背景に副産物収入が大幅に減少し、施設整備に対する投資等の中止や延期等につながっていることが懸念される。また、過重労働問題、後継者不足等を背景に、酪農経営者の高齢化は着実に進展しており、廃業に歯止めがかからない状況が継続している。さらに、酪農家及び従業員が新型コロナウイルスに感染した場合の経営継続への不安も増大している。

このため、生乳生産者が今後とも安心して生乳生産できる環境を作っていくことが重要であり、酪農経営の実態を社会に広く訴えて行くとともに、後継者・新規就農対策も含めた基盤強化対策を継続・強化して行くことが

課題となっている。

- (2) また、温暖化をはじめ、世界的な規模で、自然環境が大きく変化するなか、災害が多発する傾向にあり、各地の酪農経営及び生乳流通に甚大な被害を与えている。

本会議では、令和2年度から災害対応に取り組んでおり、災害発生の常態化を踏まえ、継続的な対応が求められている。

- (3) さらに、世界的に持続的社会的の実現に向けた、各産業の取り組みが求められるなか、日本でも生活者からの関心が高まる傾向にある。酪農業界として、こうした動きを注視しつつ、適宜、適切な対応を講じて行くことが重要となっている。

4 生乳生産及び需給動向

- (1) 生乳生産者団体が、継続的に生産基盤強化対策に取り組んできた結果、都府県が8年振りに増産に転じるなど、令和2年度の生乳生産量は全国的に前年を上回ると見込まれており、基盤回復の兆しが見えるようになってきた。

- (2) しかしながら、年間の生乳需給は、乳製品の出口対策を勘案しない場合、脱脂粉乳・バターともに、年度末在庫が過去最高の水準になることが見込まれるなどの緩和傾向にあるなか、飲用需要期と不需要期における需給格差のさらなる拡大が予測されている。

- (4) また、コロナ禍が長期化するなか、需給が大きく変化し、需給調整リスクが一部地域に偏在化する可能性もある。

- (5) さらに、既に発効しているTPP11及び日欧EPAに加え、令和2年11月に署名されたRCEPなどの大型の経済連携協定による、民間貿易も含めた乳製品の輸入動向と国内需給に及ぼす影響を、一層注視する必要がある。

5 生乳の安全・安心、品質管理を取り巻く情勢

- (1) 平成30年度に公布された改正食品衛生法等に基づき、令和3年6月以降、食品事業者（生乳の場合、「指定団体」）は、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の制度化等を踏まえた対応を行う必要がある。

- (2) 併せて、近年の消費者の安全・安心への関心の一層の高まり、風味変化事案の発生、他畜種での伝染性疾病の発生及びまん延等を踏まえ、従来以上に適切な生乳生産・流通・検査体制を確立して行くことが課題となっている。

6 生産者組織等の動向

- (1) 指定団体において、新たな「生産局長通知」に基づく『業務推進計画』の作成及びその取組が求められるとともに、規制改革推進会議において、施行から3年が経過した改正畜安法に基づく生乳流通改革に係る検証が行われる予定となっている。
- (2) 酪農家戸数が減少し、点在化が進行するなかでの輸送距離の遠隔化、運賃の値上げ傾向、災害の多発など、指定団体が行う受託販売事業に係る課題は山積している状況にあるとともに、新制度下における環境変化を踏まえた指定団体機能の強化が課題となっている。

II 令和3年度事業計画の基本的な考え方

上記の酪農等を巡る情勢を踏まえ、令和3年度の本会議事業については、以下の基本的な考え方にに基づき実施する。

なお、各事業の実施にあたっては、国内での新型コロナウイルスの感染状況、政府の対応状況、酪農への影響等を注視しつつ、慎重な対応を講ずる。

1 事業実施に当たっての重点事項

酪農家が「誇り」、「やりがい」、「夢」を持てる酪農産業の確立を目指し、また、コロナ禍の社会環境を踏まえ、『生乳生産者が今後とも安心して生乳生産できる環境』を実現できるよう、①指定団体の組織機能強化・流通対策、②生乳需給安定化・生産基盤強化事業、③酪農理解醸成の活動を重点事項として事業を実施する。

(1) 生乳需給安定化・生産基盤強化事業

① コロナ禍において、生乳需給は緩和傾向にあるが、需要期に安定した生乳供給を行うためには、特に都府県において引き続き基盤強化の取り組みを推進する必要があることから、令和3年度から3年間の増産・維持を基本とする中期需給安定化対策を継続する。

また、他団体と連携しつつ、新規就農に関わる関係者のプラットフォーム構築を通じた新規就農支援に取り組む。

② 引き続き、国等の公募補助の積極的な活用を推進し、各地における生乳生産基盤強化の取組を支援する。

(2) 指定団体の組織機能強化・流通対策

- ① 生乳流通制度改革から3年が経過し、かつ指定団体において、新たな「生産局長通知」に基づく『業務推進計画』の作成及びその取組が求められることが見込まれるなか、指定団体の組織・需給調整機能等を含めた受託販売事業の強化への支援を行う。
- ② 規制改革推進会議における改正畜安法に基づく生乳流通改革に係る検証については適宜必要な対応を講ずる。
- ③ 飼養衛生管理基準の改正や令和3年6月を期限とするHACCPの制度化等への対応などについて、これまでに取りまとめた手引書やマニュアルの各現場への普及啓発、推進を行う。

(3) 酪農・国産牛乳乳製品理解促進広報事業

『生乳生産者が、今後とも安心して生乳生産できる環境』を実現するため、生乳需給の安定に資するよう以下の事業に取り組む。

なお、コロナ禍の社会環境が継続することを踏まえた、事業を展開するとともに、ウェブを通じた情報発信を強化する。

- ① 令和2年度に実施した「酪農全国基礎調査」の結果等を活用しつつ、他団体等と連携し、新規就農に関わる関係者のプラットフォーム作り等を行う。
- ② 国内酪農業及び指定団体が行う生乳受託販売事業等の理解者・応援団の拡大等を通じた需給の安定化。
- ③ 自然環境の変化や過疎化などが進むなかでの、酪農が果たす役割・価値の再点検・発掘、啓発・普及活動を行う。
- ④ 理解醸成を図る上での前提条件として、必要不可欠な、生乳の安定供給（生活者からの酪農理解醸成）を実現するため、災害発生時の被災地域への支援を継続する。

2 予算及び事業執行体制

(1) 事務局体制と財源

公募事業等業務量拡大に対応した派遣等を含めた要員確保と、正職員の適正配置を基本とした円滑な業務体制を確立する。組織運営については、

引き続き経費節減の徹底を前提に、会費及び賦課金、補助事業等の公募を基本として収支均衡を図る。

なお、理解醸成等の活動については、引き続き、公募事業等の有効活用と、さらなる効率化並びに事業の重点化を図り、節減となった賦課金は、災害対応の執行状況を踏まえつつ、返還など、生産者負担が軽減されるような対応を講ずる。

(2) 事業実施に係る留意点

制度見直しなどの酪農情勢や本会議事業について、拋出者（酪農家）の理解が得られるよう、丁寧な情報の提供・開示に努めるとともに、引き続き、機会を捉えて、本会議役職員が直接説明をするなどの丁寧な対応を行う。

なお、コロナ禍の社会環境が継続することを想定し、不特定多数の者が参集する形式での研修会等の開催は休止するものとする。

Ⅲ 具体的な事業実施内容

1 生乳需給安定化・生産基盤強化対策

(1) 国際交渉等への対応

TPP11から始まり、令和2年11月のRCEPの署名に至るまで、大型の経済連携協定の締結が続いており、中長期的には、国内の生乳生産や牛乳乳製品需給に悪影響を及ぼすことが想定される。政府主導による各国との経済連携の動きは今後も継続されて行くと思込まれるため、適宜、交渉動向の把握・情報提供に努めるとともに、JA全中等の全国連組織と連携し適切な対応を講ずる。

(2) 生乳需給安定化対策の実施

① 令和3年度生乳需給安定化対策の実施

生乳需給安定化対策は、令和3年度から3年間の増産・維持を基本とする中期需給安定化対策を継続する。

また、令和3年度の出荷目標数量は、各指定団体が畜安法に基づき取りまとめた年間販売計画の数量を基本とし、制度との一体的な運用を行う。

なお、乳製品在庫量が増加傾向にある中、自然災害等の影響も含め、年間の飲用需要期と不需要期における需給格差が拡大している状況を踏まえ、指定団体・全国連間の連携を引き続き密にするとともに、広域輸送の

体制の拡充等を通じた、需要期も含めた飲用需要への生乳の安定供給の実現について、必要な検討を行う。

また、適切な輸入枠の設定・運用が行われるよう、政府への働きかけを行う。

さらに、コロナ禍における需給調整リスクの一部地域の偏在化等の課題に対応するため、平準化対策を実施する。その他、酪農・国産牛乳乳製品理解促進広報事業と連携し、新規就農者等を拡大するための支援事業を実施する。

② 令和4年度以降の生乳需給安定化対策等の検討・策定

コロナ禍の今後の趨勢を見極めつつ、酪農経営を取り巻く環境の変化や牛乳乳製品市場等の動向等を踏まえ、4年度以降の生乳需給安定化対策等について、適宜、必要な検討を行う。

(3) 生産基盤維持・強化対策の実施

公募可能な補助事業への積極的な応募・実施を通じ、各地域・生産現場での乳用後継牛の確保、都府県酪農家の増頭等の生産基盤維持・強化の取り組みを支援する。また、先進事例・知見等の情報の収集・提供により、対策成果の向上を図る。

2 指定団体の組織機能強化・流通対策

(1) 生乳取引交渉等支援

指定団体の生乳取引交渉を側面から支援するため、酪農経営及び牛乳乳製品市場等に係る動向を収集・分析のうえ、必要な情報提供等を実施する。

また、酪農経営の実態及び生乳需給、牛乳等の小売動向を注視するとともに、必要な情報の収集・分析を行い、実態に即した補給金単価・集送乳調整金及び酪農対策等が講じられるよう指定団体・JA全中等と一体となった対応を実施する。

(2) 生乳受託販売体制構築支援

生乳流通制度改革から3年が経過するなか、新制度下における環境変化を踏まえた指定団体の組織・需給調整機能の強化・運営への支援、受託販売に係る法務面などの課題に関する専門的な対応を行うと共に、国の通知に基づき指定団体による生乳受託販売業務の合理化に係る推進計画が円滑に策定されるよう支援する。

また、規制改革推進会議における補給金制度改革の検証については、適

宜必要な対応を講ずる。

(3) 指定団体の品質管理体制支援

① 生産現場における安全安心確保の取り組みへの支援

業界関係者による全国協議会等を軸に、以下の安全安心確保のための取り組みを継続実施し、安定的な生乳取引に資する。

また、2年度に改訂した生乳生産管理マニュアルの各現場への普及啓発、推進を行う。

さらに、改正飼養衛生管理基準やオリンピック・パラリンピックの開催を想定した生産現場での防疫体制の再確認を行う。

ア. 生乳生産管理マニュアルを踏まえた生乳生産現場における「記帳・記録・保管」の取り組み支援

イ. 生産現場での使用頻度の高い農薬等の把握（管理対象物質の設定）及び、Jミルクと連携した生乳の安全性の確認検査（ポジティブリスト制度対応の定期的検査等）の実施

② 指定団体における生乳流通に係る品質管理体制の構築支援

HACCPの制度化等の安全・安心への関心の高まりを踏まえ、これまでに取りまとめた手引書やマニュアルの各現場への普及啓発、推進を行うとともに、適宜必要な見直し等を行う。また、流通段階等での品質管理体制向上等の取り組みについて、必要な検討・支援を行う。

③ 上記の円滑な取り組みを推進するため、担当者や生乳検査施設の技術者等の情報交換等を通じ、課題の把握並びに、必要な対応の検討を行う。

また、酪農家及び生産者組織等、マスコミ、流通関係者、生活者などに対し、指定団体を通じた生乳流通における品質管理の優位性等に係る積極的な情報発信・提供を行う。

3 酪農・国産牛乳乳製品理解促進広報事業

(1) 酪農就農支援事業

① 令和2年度に実施した「酪農全国基礎調査」の結果等を活用し、他団体と連携しつつ、新規就農に関わる関係者のプラットフォーム（ポータル・

WEBサイト)を構築する。

- ② 「酪農全国基礎調査」の結果について、各地が抱える諸課題への対応に資するため、各種媒体等を活用した周知や酪農関係者に対する説明会の開催等を行う。また、必要に応じて①に係る追加的な調査や情報収集等を実施する。

(2) 中央情報発信事業

事業を集約化・重点化の上、次の2つのターゲット別に、有効な媒体を活用、情報発信を展開し、「国内酪農・指定団体が行う生乳受託販売事業等の理解者・応援団の拡大等を通じた需給安定化」、「新規就農者の拡大」「酪農が果たす役割・価値の再点検や発掘・啓発・普及」等に資する。

なお、新型コロナウイルス感染症の動向や酪農情勢等を踏まえつつ、「牛乳の日・牛乳月間(6月)」に加えて「不需要期(年末年始・年度末時期)」を重点に、指定団体や全国連等と連携した統一的・一体的な活動展開に配慮する。

① 酪農家(関係者)対応

国内酪農の理解者・応援団の拡大を図ると共に、酪農家を勇気づけるために、酪農家等が既に取り込んでいる、持続可能な社会の実現に資する活動の情報等について、収集・整理し、中央情報発信事業の各種媒体等を通じ啓発・普及を行う。

その他、指定団体の必要性を訴求するリーフレットの作成や、WEB上の指定団体の重要性等を訴求するPRバナー広告等を掲載するほか、新補給金制度に対応した新たな契約やその運用の法的課題、広報に際しての危機管理などに対する専門的対応等を行う。

② 生活者(流通)対応

コロナ禍における生活者の大変な状況を考慮し、事業を通じて生活者に対して「元気」や「安心」を与えることに留意しつつ、酪農関係者等の協力を得て、オリジナル酪農専門誌「ミルククラブ」(牧場、生産者組織、閲覧実績の多い公共の図書館や学校等へ配布)の定期的な発行を通じ、外的環境に左右されやすい酪農や生乳の特性、安定供給実現のための関係者の努力に係る理解醸成と共に、日本酪農の果たす役割や魅力、価値等について継続して発信する。

また、量販店や直売所など牛乳乳製品の購買場面における媒体等による定期的な発信のほか、コロナ禍の生乳需給や社会情勢等に即した、WEB

を活用したコンテンツの作成など丁寧な情報発信を行う。

さらに、「牛乳の日・牛乳月間」等においては、全国連や他団体等と連携した情報発信を、不需要期においては、中央紙を活用したクロスメディア展開（媒体の立体的な展開）を行うほか、消費地域指定団体との共催等による社会貢献活動（フードバンク等への牛乳の無償提供）を行う。

（３）地域実践支援事業

- ① 「酪農を通して食やしごと、いのちの学びを支援する」を目的に、ファシリテーターが学校や教育現場等と連携しながら「酪農教育ファーム活動」を実施し、日本酪農や国産の重要性及び酪農家の生き方等を生活者に直接伝えることで、国内酪農の理解者・応援団の拡大等に繋げる。

現行の認証制度及び推進体制の下、飼養衛生管理基準の遵守及び感染症防疫マニュアル並びに新型コロナウイルスを想定した消費者交流活動（酪農体験）におけるガイドラインに則った取り組みを現場で徹底しつつ、各種研修会（当面、WEBを活用）の開催、機関誌「感動通信」の発行による関係者への情報発信や、活動の啓発普及用チラシや交流活動ツール（動画等）の制作等を行う。

- ② 酪農が地域で存続していくために、酪農家自ら実践する牧場を核にした「酪農教育ファーム活動」等の消費者コミュニケーション活動や、酪農家が震災地域の児童等と交流活動を行う復興支援活動及び地域の後継者世代の酪農家同士や、酪農家と就農を希望する又は酪農に関心を示す学生等との交流活動等に対する支援を行う。

（４）WEBを活用した情報発信等

本会議が入手・取りまとめ・分析等を行った各種調査・情報を集約して提供するほか、一般及び組織関係者に対して、指定団体の機能や指定団体が果たしている社会的な責任に関する情報を分かりやすく伝えていくことを基本に、HPへの情報掲載・メルマガの配信、プレスリリース・報道用資料の作成・提供など、きめ細かな情報発信を行う。

なお、HPについては、コンテンツの再整理等を行う。

（５）国産ナチュラルチーズの振興

国産ナチュラルチーズの振興と、多様な酪農経営を展開する生産現場のニーズに対応する取り組みとして、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という）の「国産乳製品等競争力強化対策事業」を活用し、チーズ向け生乳の生産及びチーズ製造を行う酪農家のHACCP及び乳質向

上等の取り組みへの支援を行うとともに、酪農家等を対象としたチーズ製造に係る衛生管理・技術・販路拡大に関する研修会及びオールジャパンナチュラルチーズコンテストなどを企画・開催する。

また、一般社団法人日本チーズ協会と連携した取り組みを通じて、国産ナチュラルチーズの振興を図る。

(6) 災害対応事業

生活者への理解醸成を図る上で、生乳が安定供給されていることが前提となることから、多発する自然災害による被災からの迅速な回復に資する取り組みを後押しする必要がある。このため、予め、理解醸成事業の事業費の一部（2年度の繰り越し分及び3年度の予算からの充充分）を積み立て、激甚災害で被災した酪農家に対する見舞金を指定団体に対して支払う。

(7) 放射性物質・風評被害対策

東北及び北関東産生乳への行政が行う乳のモニタリング検査の実態を踏まえつつ、23年度の当該事業予算の繰越額と本会議へ返金のあった東電からの賠償金の範囲内で生乳の自主検査への支援を継続する。なお、支払いを受けた賠償金について、拋出分の返還を求める指定団体には速やかに対応する。

4 牛乳定着化・地域支援事業

平成22年度から実施の「M I L K J A P A N」運動の基本的なコンセプト（スローガン：牛乳が日本を元気にする、メインターゲット：母親、訴求テーマ：J A P A N M I L K（＝国産牛乳））や、「牛乳の日・牛乳月間」等の統一的重点時期等において、指定団体が生産現場に近い強みを活かして独自に展開する活動を支援することにより、国内酪農の理解者と応援者の拡大等を図る。

具体的には、オリジナルキャラクターや過去のコンテンツ等も活用しながら、以下の取り組みを実施する。

- ① 既存のPCサイトやF a c e b o o k、I n s t a g r a mに加え、新たにT w i t t e r等のWEBツールを活用し、中央情報発信事業と連動した酪農業への理解・応援獲得のための情報発信を実施。キャラクターを用いた柔らかいタッチで、基礎的な情報やレシピの他、子育てを行う母親等に元気や安心を与え、共感を得られるようなコンテンツの作成や生活者へのプレゼント企画の実施等、恒常的な情報発信による拡散を図り、地域

における理解醸成活動の後押しを行う。

- ② 地域で活用できる酪農理解醸成のための共通ツール等を制作・提供し、全国一体的な展開に繋げる。
- ③ その他、牛乳パック側面広告など他企業とのコラボ展開等についても継続実施する。

5 理解促進地域広報事業

指定団体が、地域の実情に即した広報活動（理解醸成活動、牛乳定着化事業、酪農教育ファーム活動の推進、指定団体が自ら行う酪農家に対する指定団体の役割等の啓発、指定団体が酪農家等に対して行う生乳の特性や風味の安定した生乳生産に係る適切な飼養管理等に係る研修会・勉強会、6の「牛乳等冬季需給対応事業」への充当等）を実施できるよう、本会議より事業費の助成を行う。

なお、各地域での需給改善に向けた取り組み円滑に行われるよう、助成対象経費の拡充など必要な見直しを行う

6 牛乳等冬季需給対応事業

令和2年度に新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた緊急的に実施した、指定団体が、不需要期において、通常、牛乳等を提供・販売していない場所に対して行う無償提供等に対する支援事業を継続する。

7 酪農経営支援総合対策事業等

機構の3年度畜産業振興事業のうち、「中小酪農経営等生産基盤維持・強化」、「乳用牛への和牛受精卵移植支援」、「生乳流通体制合理化推進」、「生乳需要基盤確保」、「地域の生産体制強化」、「酪農経営災害緊急支援」に取り組み、地域の実情に応じた酪農生産基盤の確保強化並びに、指定団体の実施する生乳流通の更なる合理化支援を推進する。

また、2年度補正予算により措置された酪農経営改善対策事業及び生産基盤拡大加速化事業に応募し、引き続き、酪農家における、性判別精液等の活用の促進及び乳用牛の増頭等を支援する。

8 情報の収集、提供及び機関紙の発行

(1) 情報の収集及び提供

以下の情報の収集・分析・蓄積及び提供を引き続き行う。

- ① 酪農経営の実態に係る情報
- ② 生乳の需給、価格、安全・安心の確保に係る情報
- ③ 酪農・指定団体等の制度に係る情報
- ④ 各指定団体の運営・集送乳合理化等の対応状況に係る情報
- ⑤ 海外の酪農経営・生乳流通及び関連施策に係る情報
- ⑥ その他、酪農経営、生乳取引に係る関連情報

(2) 機関紙の発行

本会議の事業等の実施状況や、酪農を取り巻く情勢、政策・制度に関する正確な情報について、指定団体及び会員県連・農協を対象とする『中酪情報』を継続発行するとともに、HPなどWEBを活用した情報提供の充実を図る。

令和3年度（第60年度）収支予算

（ 自 令和3年 4月 1 日から
至 令和4年 3月 31 日まで ）

令和3年度収支予算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(損益ベース)

(単位:千円)

会計単位	令和3年度予算	令和2年度予算	差
科目			
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
1) 受取会費	115,221	114,333	888
2) 受取補助金等	0	10,234,994	▲ 10,234,994
3) 受取負担金	6,000	6,000	0
4) 受取賦課金	871,639	800,307	71,332
5) 雑収益	4,340	9,340	▲ 5,000
6) 指定から一般への振替額	0	0	0
7) 他会計からの振替額	0	0	0
経常収益計	997,200	11,164,974	▲ 10,167,774
(2) 経常費用			
1) 事業費			
役員報酬	2,618	4,390	▲ 1,772
給料手当	28,120	88,021	▲ 59,901
臨時雇用賃金	14,792	18,964	▲ 4,172
退職給付引当費用	2,478	4,130	▲ 1,652
役員退任慰労金	480	730	▲ 250
退職給付引当金	1,998	3,400	▲ 1,402
福利厚生費	6,732	17,610	▲ 10,878
会議開催費	2,735	15,467	▲ 12,732
旅費	3,916	9,438	▲ 5,522
交通費	1,023	3,133	▲ 2,110
減価償却費	101	190	▲ 89
ソフトウェア	0	0	0
建物	48	80	▲ 32
什器備品	53	110	▲ 57
消耗品費	0	0	0
賞与引当繰入額	1,767	2,880	▲ 1,113
賃借料	3,831	6,400	▲ 2,569
印刷製本費	6,340	6,299	41
通信運搬費	154	1,510	▲ 1,356
諸謝金	3,860	11,817	▲ 7,957
租税公課	12,060	12,071	▲ 11
支払助成金	67,585	10,123,562	▲ 10,055,977
研修会開催費	2,810	9,824	▲ 7,014
イベント開催・出展経費	14,900	1,900	13,000
調査費	7,886	22,882	▲ 14,996
委託費	83,870	103,061	▲ 19,191
海外調査費	1,530	13,623	▲ 12,093
啓発資料作成費	110	610	▲ 500
広報活動費	50,440	4,367	46,073
支援ツール制作	36,650	34,690	1,960
広告掲載費	50,100	75,200	▲ 25,100
保管費	4,000	3,480	520
支援システム・HP保守管理	84,601	69,280	15,321
調査分析費	4,040	16,785	▲ 12,745
地域活動費	229,000	171,000	58,000
加工平準化事業費	182,970	200,000	▲ 17,030
雑費	0	905	▲ 905
事業費計	911,019	11,053,489	▲ 10,142,470

(単位:千円)

科目	会計単位	令和3年度予算	令和2年度予算	差
2)管理費				
役員報酬		10,582	8,810	1,772
給料手当		100,780	36,170	64,610
臨時雇用賃金		4,830	4,830	0
退職給付引当費用		8,882	7,160	1,722
役員退任慰労金		1,720	1,270	450
退職給付引当金		7,162	5,890	1,272
福利厚生費		24,128	12,010	12,118
会議開催費		4,100	4,100	0
旅費		2,500	2,500	0
交通費		3,667	1,560	2,107
通信運搬費		2,300	2,300	0
減価償却費		2,788	2,210	578
ソフトウェア		2,426	1,890	536
建物		172	140	32
什器備品		190	180	10
消耗什器備品費		700	700	0
消耗品費		1,800	1,800	0
賞与引当繰入額		6,333	4,990	1,343
賃借料		13,729	11,090	2,639
印刷製本費		1,200	1,200	0
諸謝金		1,600	1,600	0
租税公課		300	300	0
支払負担金		1,700	1,700	0
雑費		1,600	1,600	0
調査費		2,600	2,600	0
渉外費		900	900	0
管理費計		197,019	110,130	86,889
経常費用計		1,108,038	11,163,619	▲ 10,055,581
当期経常増減額		▲ 110,838	1,355	▲ 112,193
2. 経常外増減の部		0	0	0
(1) 経常外収益		0	0	0
経常外収益計		0	0	0
(2) 経常外費用		0	0	0
経常外費用計		0	0	0
当期経常外増減額		0	0	0
他会計振替額		0	0	0
当期一般正味財産増減額		▲ 110,838	1,355	▲ 112,193
一般正味財産期首残高		490,636	489,281	1,356
一般正味財産期末残高		379,798	490,636	▲ 110,837
II. 指定正味財産増減の部				
1) 基金繰入額		0	0	0
2) 基金運用益		0	0	0
3) 預り補助金等運用益		0	0	0
4) 預り補助金等取崩額		0	0	0
5) 預り補助金等繰入額		0	0	0
6) 一般正味への振替		0	0	0
当期指定正味財産増減額		0	0	0
指定正味財産期首残高		0	0	0
指定正味財産期末残高		0	0	0
III. 正味財産期末残高		379,798	490,636	▲ 110,837

注: 借入限度額 60,000千円

令和3年度収支予算書内訳表
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(損益ベース)

(単位:千円)

会計単位	法人会計	国内需給・ 基盤安定化 対策事業 (旧一般)	計	広域生乳 流通合理化 事業 (一銭)	酪農理解 醸成等事業	牛乳消費 促進対策 事業	加工リスク 平準化緊急 対策事業	内部 取引	合計
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
1) 受取会費	107,841	7,380	115,221	0	0		0		115,221
2) 受取補助金等	0	0	0	0	0		0		0
3) 受取負担金	6,000	0	6,000	0	0		0		6,000
4) 受取賦課金	0	0	0	30,950	459,519	198,200	182,970		871,639
5) 雑収益	2,340	0	2,340	2,000	0	0	0		4,340
6) 指定から一般への振替額			0						0
経常収益計	116,181	7,380	123,561	32,950	459,519	198,200	182,970	0	997,200
(2) 経常費用									
1) 事業費									
役員報酬		0	0	0	2,618	0	0		2,618
給料手当		0	0	0	28,120	0	0		28,120
臨時雇用賃金		0	0	5,000	9,792	0	0		14,792
退職給付引当費用		0	0	0	2,478	0	0		2,478
役員退任慰労金		0	0	0	480	0	0		480
退職給付引当金		0	0	0	1,998	0	0		1,998
福利厚生費		0	0	0	6,732	0	0		6,732
会議開催費		790	790	790	1,155	0	0		2,735
旅費		1,530	1,530	1,400	936	50	0		3,916
交通費		0	0	0	1,023	0	0		1,023
減価償却費		0	0	0	101	0	0		101
ソフトウェア		0	0	0	0	0	0		0
建物		0	0	0	48	0	0		48
什器備品		0	0	0	53	0	0		53
消耗品費		0	0	0	0	0	0		0
賞与引当繰入額		0	0	0	1,767	0	0		1,767
賃借料		0	0	0	3,831	0	0		3,831
印刷製本費		1,350	1,350	2,010	2,980	0	0		6,340
通信運搬費		60	60	0	94	0	0		154
諸謝金		120	120	140	3,600	0	0		3,860
租税公課		0	0	0	12,060	0	0		12,060
支払助成金		0	0	15,970	51,615	0	0		67,585
研修会開催費		0	0	0	2,810	0	0		2,810
イベント開催・出展経費		0	0	0	14,900	0	0		14,900
調査費		0	0	40	7,846	0	0		7,886
委託費		2,000	2,000	210	81,660	0	0		83,870
海外調査費		1,530	1,530	0	0	0	0		1,530
啓発資料作成費		0	0	110	0	0	0		110
広報活動費		0	0	0	50,440	0	0		50,440
支援ツール制作		0	0	0	18,500	18,150	0		36,650
広告掲載費		0	0	0	50,100	0	0		50,100
保管費		0	0	0	4,000	0	0		4,000
支援システム・HP保守管理		0	0	7,280	38,321	39,000	0		84,601
調査分析費		0	0	0	4,040	0	0		4,040
地域活動費		0	0	0	88,000	141,000	0		229,000
加工平準化事業費		0	0	0	0	0	182,970		182,970
雑費		0	0	0	0	0	0		0
事業費計	0	7,380	7,380	32,950	489,519	198,200	182,970	0	911,019

会計単位	国内需給・ 基盤安定化 対策事業 (旧一般)	計	広域生乳 流通合理化 事業 (一銭)	酪農理解 醸成等事業	加工リスク 平準化緊急 対策事業	牛乳消費 促進対策 事業	内部 取引	合計
科目	法人会計							
2) 管理費								
役員報酬	10,582	10,582						10,582
給料手当	100,780	100,780						100,780
臨時雇用賃金	4,830	4,830						4,830
退職給付引当費用	8,882	8,882						8,882
役員退任慰労金	1,720	1,720						1,720
退職給付引当金	7,162	7,162						7,162
福利厚生費	24,128	24,128						24,128
会議開催費	4,100	4,100						4,100
旅費	2,500	2,500						2,500
交通費	3,667	3,667						3,667
通信運搬費	2,300	2,300						2,300
減価償却費	2,788	2,788						2,788
ソフトウェア	2,426	2,426						2,426
建物	172	172						172
什器備品	190	190						190
消耗什器備品費	700	700						700
消耗品費	1,800	1,800						1,800
賞与引当繰入額	6,333	6,333						6,333
賃借料	13,729	13,729						13,729
印刷製本費	1,200	1,200						1,200
諸謝金	1,600	1,600						1,600
租税公課	300	300						300
支払負担金	1,700	1,700						1,700
雑費	1,600	1,600						1,600
調査費	2,600	2,600						2,600
渉外費	900	900						900
管理費計	197,019	197,019	0	0	0	0	0	197,019
経常費用計	197,019	204,399	32,950	489,519	182,970	198,200	0	1,108,038
当期経常増減額	▲ 80,838	▲ 80,838	0	▲ 30,000	0	0	0	▲ 110,838
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益	0	0		0	0	0		0
経常外収益計	0	0		0	0	0		0
(2) 経常外費用								
経常外費用計	0	0		0	0	0		0
当期経常外増減額	0	0		0	0	0		0
他会計振替額	0	0		0	0	0		0
当期一般正味財産増減額	▲ 80,838	▲ 80,838		▲ 30,000	0	0		▲ 110,838
一般正味財産期首残高	390,751	390,751		86,722		13,163		490,636
一般正味財産期末残高	309,913	309,913		56,722	0	13,163		379,798
II. 指定正味財産増減の部								
1) 基金繰入額	0	0		0	0	0		0
2) 基金運用益	0	0		0	0	0		0
3) 一般正味への振替	0	0		0	0	0		0
当期指定正味財産増減額	0	0		0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0		0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0		0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	309,913	309,913		56,722	0	13,163	0	379,798

注: 借入限度額 60,000千円

中央会員別会費の額及び徴収方法

1 会員別会費の額

単位 千円

会 員 名	会費の額
全国農業協同組合中央会	1,156
全国農業協同組合連合会	9,248
全国酪農業協同組合連合会	5,510
全国開拓農業協同組合連合会	698
農 林 中 央 金 庫	5,436
全国共済農業協同組合連合会	4,288
合 計	26,336

2 徴収方法

会費の額を二分して6月末日並びに12月末日までに納入願うものとする。

地方会員別会費の額及び徴収方法

1 会員別の会費の額

単位 千円

指定団体	会費の額	算出基礎				乳量金額
		均等割金額			小 計	
		一律分	都府県割			
北 海 道	33,692	2,500	—	2,500	31,192	
東 北	7,969	2,500	1,500	4,000	3,969	
関 東	12,766	2,500	2,250	4,750	8,016	
北 陸	4,067	2,500	1,000	3,500	567	
東 海	6,024	2,500	1,000	3,500	2,524	
近 畿	5,127	2,500	1,500	4,000	1,127	
中 国	6,018	2,500	1,250	3,750	2,268	
四 国	4,332	2,500	1,000	3,500	832	
九 州	8,890	2,500	1,750	4,250	4,640	
合 計	88,885	22,500	11,250	33,750	55,135	

2 徴収方法

会費の額を二分して6月末日並びに12月末日までに納入願うものとする。